

広島中央環境衛生組合障害者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定に基づき、広島中央環境衛生組合事務部局における障害者活躍推進計画を次のとおり定めます。

令和2年4月1日

広島中央環境衛生組合管理者

機関名	広島中央環境衛生組合
任命権者	広島中央環境衛生組合管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
広島中央環境衛生組合における障害者雇用に関する課題	<p>広島中央環境衛生組合においては、職員定数が30人の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行ってはいない。</p> <p>また、雇用に際しての組織的な体制整備も行っていないことから、まずは、職員の障害者雇用に関する理解を深めていく必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○計画期間内に職員募集を行う場合には、障害者（1名）の採用を視野に入れ、採用計画を立てる。</p> <p>ただし、必ずしも障害者に限定した募集を行うものではないが、障害者であることを理由に応募できないような受験資格を設けること、障害者であることを理由に不採用とすることはしない。</p>
②定着に関する目標	<p>○なし</p> <p>※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口を設置し、職員に周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、当該年度中に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局等が開催する障害者職業生活指導員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○職員に対し、障害に関する理解促進のための啓発・研修等を実施する。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、障害者一人ひとりの障害特性や能力、希望等を把握し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な配慮を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>